

日本プラネタリウム協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体の名称は、日本プラネタリウム協議会（英文：Japan Planetarium Association） という。

(事務所)

第2条 この団体は、事務局を細則に定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、プラネタリウム施設・団体及び個人の交流と連携のもとに、プラネタリウムの進歩発展を図り、豊かな文化の創造、科学教育及び天文普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 研究発表会、各種研修等の開催
- ② 調査研究等の実施
- ③ 機関誌等の発行
- ④ 会員相互間及び、関連機関等の交流と連携
- ⑤ 社会全般に対しての周知活動
- ⑥ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体は、会員をもって構成する。

会員 この団体の目的に賛同して入会した施設、団体及び個人

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の方法により納入するものとする。

- (1) 金銭による納入
- (2) その他、細則に定める方法等

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。
- 5 理事は実行委員を兼ねることができる。

(職務)

第14条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、実行委員会及び総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 実行委員

(実行委員)

第19条 本会に細則に定める数の実行委員を置く。

(実行委員の選任)

第20条 会員相互間でこれを選出し、理事会の承認を得るものとする。

(実行委員の職務)

第21条 実行委員は実行委員会を組織し、この規約に定める事項を審議する。

(実行委員の任期)

第22条 実行委員の任期は2年とし、1年毎にその半数を改選する。但し再任を妨げない

(実行委員の解任)

第23条 実行委員が次の各号の一に該当するときは、理事会、実行委員会及び総会においておのおのの2分の1以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 実行委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(開催)

第24条 実行委員会は、毎事業年度、通常総会前に1回以上開催する。

- 2 臨時実行委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 実行委員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 実行委員会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時実行委員会を招集しなければならない。
- 3 実行委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 実行委員会の議長は、出席実行委員の互選で定める。

(実行内容)

第27条 実行委員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

1. 規約の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び収支予算についての事項
5. 事業報告及び収支決算についての事項
6. 財産目録及び貸借対照表についての事項
7. 上記以外で理事会より提出される総会議案
8. その他本会の業務に関する重要事項

(役員の推薦)

第28条 実行委員会は、会員中から次期の役員を推薦することができる。

(表決権等)

第29条 各実行委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため実行委員会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した実行委員は、実行委員会に出席したものとみなす。
- 4 実行委員会の議決について、特別の利害関係を有する実行委員は、その議事の議決に加わることができない。

(定足数)

第30条 実行委員会は、実行委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 実行委員会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 実行委員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第32条 実行委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 実行委員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 総会

(種別)

第33条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第34条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第35条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第36条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第37条 総会は、第36条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第36条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第39条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第40条 総会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第39条、第40条第2項、第42条第1項第2号及び第59条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第43条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第44条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 実行委員の選出

(開催)

第45条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第46条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第45条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 48 条 理事会における議決事項は、第 46 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 49 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 50 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 51 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 52 条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 53 条 この団体の会計は、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 54 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 55 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 56 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 57 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、
毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ
ならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 58 条 この団体の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

第 9 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 59 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多数に
よる議決を得なければならない。

(解散)

第 60 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
- 2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければ
ならない。

(残余財産の帰属)

第 61 条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利
活動法人もしくは公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 62 条 この団体が合併しようとするときは、総会において会員総数の 3 分の 2 以上の議決をなければ
ならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 63 条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示するとともに、インターネットのホームページに
掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第64条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、2006年6月1日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事	青 木 良 夫
理 事	北 原 政 子
理 事	菅 原 賢
監 事	若 宮 崇 令
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第54条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この団体の設立当初の事業年度は、第58条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 6 この団体の会費は、平成19年5月31日までの期間は、第7条の規定にかかわらず0円とする。
- 7 理事長、副理事長が選出されるまでの期間は、理事会が合議の上その職務を代行する。

(改正)

- ・2006年7月4日 附則7 改定
- ・2006年12月4日 第1条 (名称の変更)
(旧) 新プラネタリウム会 → (新) 日本プラネタリウム協議会
- ・2007年6月20日 第25条2 第53条 第61条 改定

日本プラネタリウム協議会 細則

1. 規約第2条の事務所は、静岡県焼津市田尻2968番地の1ディスカバリーパーク焼津内に置く。
2. 第19条に定める実行委員は5人以上とする
3. 規約第7条の年会費の納入については以下の通りとする。
 - (1) 現金による納入
 - (2) 会誌購読費による納入
 - (3) その他、理事会が承認による納入
4. 本会の会費は1万円(税込)とする。

(改正)

- ・2007年6月16日 細則4を追加